

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 20 回 総 会

平成 28 年 10 月 7 日

第20回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年10月7日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市文化交流センター

多目的ルーム

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 松 本 源 一 榎 本 満 須 崎 誓 晤

栗 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美 大 橋 秀 行

辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 浦 坪 昇 小 瀬 功

福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) 室 谷 政 輝 山 口 政 高

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第4条許可審議の件

第3号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について
(2) 非農地証明願いについて

報告事項 (1) 農地所有適格法人報告書の提出について

議 長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は23名であります。欠席の届出は、11番室谷委員、19番山口委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第20回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、16番杉谷委員、17番増田委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第20回総会総括表、3条所有権の移転は、2件で畑135㎡、計135㎡でございます。3条使用貸借権の設定は、1件で田1,597㎡、計1,597㎡でございます。4条は、1件で畑191㎡、計191㎡でございます。5条使用貸借権の設定は、1件で田327㎡、計327㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、1件で田1,272㎡、計1,272㎡でございます。非農地証明願いは、2件で畑207㎡、計207㎡でございます。合計は、8件で田3,196㎡、畑533㎡、総合計は、3,729㎡でございます。以上です。

議 長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請及び農地法第3条の規定による使用貸借権の設定許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、育生町赤倉字松本[]番、台帳畑、現況休耕、面積56㎡でございます。譲渡人は津市[]さん。理由は、遠隔地に居住しており耕作困難なためということでございます。譲受人は育生町尾川[]さん。所有面積、耕作面積とも21aです。農作業歴は6年です。通作距離又は時間は、自宅より10kmです。世帯員等従事者は1人です。理由は、売買により譲り受けてお茶を栽培したいということでございます。

2番、飛鳥町小阪字高更[]番、台帳畑、現況畑、面積79㎡でございます。譲渡人は、大阪府八尾市持分2分の1[]さん、奈良県大

和郡山市持分2分の1 ■■■■■さん。理由は、遠隔地に居住しており耕作困難なためということでございます。譲受人は飛鳥町小阪 ■■■■■さん。所有面積は20a、耕作面積は13aです。農作業歴は16年です。通作距離又は時間は、自宅より徒歩で2分です。世帯員等従事者は1人です。理由は、売買により譲り受けて柿畑として利用したいということでございます。次のページをお開きください。

農地法第3条の使用貸借権の設定についての1番、飛鳥町小阪字高更 ■■■■■番、台帳田、現況田、面積447㎡ほか計2筆1,597㎡でございます。貸渡人は、愛知県豊田市 ■■■■■さん。理由は、遠隔地に居住しており耕作困難なためということでございます。借受人は、飛鳥町小阪 ■■■■■さん。所有面積は20a、耕作面積は13aです。農作業歴は16年です。通作距離又は時間は、自宅より徒歩2分です。世帯員等従事者は1人です。理由は、農業経営規模拡大水稻栽培をするということでございます。

第1号議案の1番、2番、使用貸借権の1番については、いずれも申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、育生町お願いいたします。

20番（辻本委員） 20番、辻本です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。

申請の理由は、事務局から説明があったとおりで、場所は、丹倉地区のちょうど入口にありまして、道路のすぐ上にあります。

譲渡人の ■■■■■さんは、津市に住んでおりまして、遠隔地のため耕作が困難であるということから、譲り渡すものであります。これと一緒に宅地も譲り受けるということなんですけど、この宅地については、 ■■■■■さんの兄弟で ■■■■■さんという人が土地を借りてログハウスという形でそこに家を建てておりました。亡くなるのと同時に更地にして返してほしいということだったんですけども、交渉の末一緒に購入ということで今回の運びとなりました。

譲受人の ■■■■■さんは、水稻をはじめJAの協力のもと竹ハウスを3棟建てておりまして、野菜の栽培もしており、JAのほほえみかんへも出荷しております。農業に対する意欲も十分認められます。

今回、この畑を譲り受け、お茶の栽培をするとのこと。

この案件につきましては、地元委員として何ら問題はありませんので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 次に、所有権移転の2番及び使用貸借権の設定の1番について、飛鳥町お願ひいたします。

15番（栗原委員） 15番、栗原です。

第1号議案の所有権移転の2番と使用貸借権設定の1番については、譲受人と借受人が同じ方で、関連がありますので続けて説明させていただきます。

まず、2番についての譲渡人は、大阪府八尾市と奈良県大和郡山市にお住いの親子の方で、2人の共有となっております。平成24年に相続しましたが、遠隔地に居住しているため耕作管理できないということで、申請地に隣接するところに住んでいる、■■■■■さんの夫の兄である■■■■■さんに家屋敷とともに譲り渡したいということです。

使用貸借権設定の1番についての貸渡人である■■■■■さんは、■■■■■さんの自宅の近くに実家がありますが、現在は、愛知県豊田市に住んでおり、空き家となっております。以前から■■■■■さんに田圃の管理をお願いしていたところですが、このたび正式に使用貸借権を設定したいということです。

2番の譲受人であり、使用貸借権設定の1番の借受人である■■■■■さんは、申請地に隣接するところにお住まいで、現在、申請地に隣接する農地も所有しており、水稻栽培や野菜栽培を行っております。今回は、この申請地を譲り受け、また、借り受けて耕作管理していきたいということです。

現地は、飛鳥町小阪の■■■■■前の信号のところの上でございます。

■■■■■さんは、トラクター、コンバイン、乾燥機、田植機、など全部持っており、農業経験も十分あり問題ないと思います。

この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議下さるようお願いいたします。

議 長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(な し)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請及び農地法第3条の規定による使用貸借権の設定許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第4条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、久生屋町字平見平■■■■番■■、台帳畑、現況畑、面積179㎡ほか計2筆191㎡でございます。申請人は久生屋町■■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが住宅用地で、住宅2階建て1棟、建築面積73.79㎡を新築するということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、建物平面図、建築確約書、公共用財産用途廃止協議書の写し、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について久生屋町お願いいたします。

12番(松本委員) 12番、松本です。

第2号議案の1番について説明させていただきます。

現地は、久生屋町内のオレンジ道路の■■■■さん前の信号交差点から国道42号の中の茶屋に出る中間地点の熊野病院の傍にあります。

本件は、■■■■さんが住宅を建てるものでありまして、その住宅に住むのは、長男である■■■■さん家族であります。■■■■さんは、町内に自分の住宅があるのですが、親である■■■■さん夫婦が高齢になり、体力的にも精神的にも不安定になり、毎日深夜に呼び出しがあり、■■■■さんが自宅から出かけるのが大変になり、■■■■さんの敷地内に建てるものであります。

本件は、市道に面しており、近くは住宅街であります。農地は、 さんの農地だけであり他の農地には全く影響がないと思われま

す。地元委員としては、何ら問題ないと思われま

す。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。以上です。

議 長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題
がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につつま
してご意見があれば発言をお願いいたします。

(な し)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですので農地部会長さん何かご意見があれば発言
をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

現地を見させていただきました結果、地元委員の言うとおりの何ら問題な
いと思います。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたしま
す。第2号議案農地法第4条の規定による農地転用の許可申請につきましては
は、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては、原案を承認す
ることと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

次に、第3号議案農地法第5条の規定による使用貸借権の設定につつま
して、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますよ
うお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事
務局。

事務局 1番、育生町長井字寺前 番、台帳田、現況休耕、面積327㎡で
ございます。貸渡人は育生町長井 さん。借受人は東京都町田市
 さん。転用の目的・施設の内容等ですが、太
陽光発電施設用地で、ソーラーパネル3基、設置面積180㎡、太陽光設備
設置割合は55.04%でございます。添付書類といたしまして位置図、現
況図（案内図）、土地利用計画図、誓約書、土地使用貸借契約書の写し、経
済産業省の太陽光発電設置認定通知書の写し、電力受給契約申込書の写し、
 さん、 さん、 さん、 さん、

■■■■さん5名からの隣接する農地所有者の同意書、根抵当権者の承諾書、定款の写し、法人登記事項証明書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

第3号議案の1番につきましては、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第3号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。使用貸借権設定の1番について、育生町お願いいたします。

20番（辻本委員） 20番、辻本です。

第3号議案の1番について説明させていただきます。

内容につきましては、事務局の説明どおりであります。

場所は、市役所育生出張所より■■■■の方へ300mほど行った所に大きな橋がありまして、そこから川下に100mほど行った所にあります。

9月29日に農地部会長、副部会長、事務局と申請人と私と立会いのもとで現地の調査を行いました。

借受人の■■■■さんと貸渡人の■■■■さんは同一人物でありまして、■■■さん自身は、数年前より奥さんと育生町に戻り、家の周りの田圃も耕作しておりまして、今回申請の田は飛び地であるために休耕保全管理となっております。周りの田圃もすべて休耕になっており、管理もあまり行き届いていないような状態であります。また、書類は全て添付されておりまして、周りの同意書もいただいており、休耕田を太陽光発電に有効に活用したいとのことで申請の運びとなりました。

この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 第3号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1 番、多川です。

私たちが 29 日に現地で説明していただきましたが、地元委員の言うとお
り何ら問題ないと思います。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたしま
す。第 3 号議案農地法第 5 条の規定による使用貸借権の設定につきましては、
原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議なしとのことですので、第 3 号議案につきましては原案を承認する
ことと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

次に、承認事項 1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを
議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1 番、有馬町字野入■■■■番■■、台帳田、現況田、面積 1,272 m²で
ございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をするということござ
います。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、有馬町■■■■さ
ん。借受人は、有馬町■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行有馬支店。期
間は公告の日から 3 年間で再設定ということでございます。

承認事項 1 については、農地の全ての効率的利用等、農作業常時従事な
ど農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えて
おります。以上です。

議 長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいた
します。1 番について、有馬町お願いいたします。

10 番（岡田委員） 10 番、岡田です。

承認事項 1 の 1 番について説明させていただきます。

借受人の■■■■さんは、専業農家の方で 30 年以上のベテランでありま
す。特に、地元委員としては、再設定でございますので何ら問題ないと思
います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの承認事項 1 につきましては、地元委員さんからは、承認につ
いては特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さん
の説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いします。

（な し）

議 長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1 につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に承認事項2 非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町小阪字佐田 [] 番 []、台帳畑、現況宅地、面積118㎡でございます。出願者は、大阪府八尾市持分2分の1 [] さん、奈良県大和郡山市持分2分の1 [] さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和56年頃に願出者の父が住宅を建築したということでございます。添付書類といたしまして、現況図(案内図)、現況写真、建物配置図、家屋登記事項証明書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、育生町赤倉字松本 [] 番 []、台帳畑、現況山林、面積89㎡でございます。出願者は、津市 [] さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、40年以上前に願出者の父が植林したということでございます。添付書類といたしまして、現況図(案内図)、現況写真、年輪写真、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項2の1番、2番については、いずれも申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、また、現地は農振農用地区域外であり、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、飛鳥町お願いいたします。

15番(栗原委員) 15番、栗原です。

承認事項2の1番について説明させていただきます。

申請内容は、先ほど事務局より説明があったとおりであります。

現地は案内図にありますように、飛鳥町小阪地内で、先ほどの議案第1号の2番の3条申請のあった場所に隣接するところ です。

申請地については、昭和56年頃に、申請人■■■■■さんの夫である故■■■■■さんが住宅を建築してしまったということであり、今回、故■■■■■さんの兄である■■■■■さんに家も土地も譲り渡したいということで、申請に至ったものであります。

この案件につきましては、家屋登記事項証明書で20年以上経過していることが明らかであり、地元委員としてはなんら問題ないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、2番について育生町お願いいたします。

20番（辻本委員） 20番、辻本です。

承認事項2の2番について、説明させていただきます。

内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。この案件は、第1号議案の1番と関連しておりまして、■■■■■さんが、■■■■■さんに譲り渡すものであります。29日に農地部会長、副部会長、事務局、■■■■■さんと私で現地で立会いのもと調査いたしました。

現地は、昔の開墾畑に植林したような所でありまして、年輪を確認したところ約40年くらい経っております。

この案件につきましては、地元委員としては何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

承認事項2の1番、2番とも地元委員の言うとおり何ら問題ないと思います。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項2非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、報告事項の農地所有適格法人報告書の提出について、事務局から説明をいたさせます。 事務局

事務局（鈴木係長）

報告事項1 農地所有適格法人報告書の提出について説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定によりまして、毎年事業の状況などを農業委員会へ報告しなければならないとされておりまして。また、農地法施行規則第58条第1項では、報告は、事業年度の終了後3か月以内に報告書を農業委員会に提出しなければならないとされておりまして。

熊野市内での農地所有適格法人は、XXXXXXXXXXとXXXXXXXXXXXXXXXXの2法人で、両法人から報告書が提出されましたので、農地所有適格法人たる要件を満たしているかどうかを事務局において確認いたしました。確認の結果、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXともに農地所有適格法人としての要件である組織形態要件、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件の4要件について満たしているということで適格でございました。お手元の農地所有適格法人要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問はございませんか。

（な し）

議 長 これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は、全て議了いたしました。

他に何かございませんか。

（な し）

議 長 それでは、事務局から連絡事項がございます。 事務局。

事務局長 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

前回の総会におきまして、先進地視察研修の行程案をお配りさせていただきました。特にご意見もございませんでしたので、予定通り、11月17日木曜日と18日金曜日の1泊2日で、松阪市の辻製油株式会社さんと有限会社木曾岬農業センターさんを中心に視察研修を実施したいと思いますので、よろしく願いいたします。

つきましては、どうしても参加できないという方がおられましたら、早い目に事務局までご連絡をいただきますようお願いいたします。

また、次回の総会で資料等お渡しさせていただいて最終確認したいと思
いますのでよろしくお願いいたします。

次に、次回の現地調査ですが、11月1日火曜日、午前8時30分に市
役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしくお願いいたします。

また、次回の第21回総会は、11月9日水曜日、午前9時30分から、
市役所2階の第1会議室での開会を予定しておりますので、よろしくお願
いいたします。4月にお渡しさせていただきました予定表では、11月10日
の予定になっているのですが、諸事情がございまして、11月9日水曜日に
させていただきますので、間違いのないようよろしくお願いいたします。
事務局からは以上です。

議 長 これをもちまして、第20回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時03分)